

観察

みる

新しい政権と農政のあり方

(社) 北海道地域農業研究所 所長 黒河功

農業者個別所得補償制度

わが国の政権選択を賭した衆議院選挙の期間中、各政党が掲げるマニフェストについて、その内容の是非あるいはその実行性をめぐつて種々議論がなされてきたが、選挙後は圧勝した民主党農政の柱である「農業者戸別所得補償制度」について議論を呼んでいる。

というのは、まず民主党がマニフェストで掲げた政策である「子ども手当」、「高速道路無料化」などと同様に、「農業者戸別所得補償制度」も多額の予算を伴うものであることが実行可能性の問題として俎上にのぼっている。

しかし農業関係者がそれよりももっと問題視するのは、民主党が

掲げる農業者戸別所得補償制度が、わが国が「米国との間で自由貿易協定（FTA）の交渉を促進し、貿易・投資の自由化を進める」という外交マニフェストと対のものとして位置づけられているとみえるからである。すなわち、自由化によって農産物価格が急落したとしても所得補償をすればよいと単純に考えられているように見えるからである。

この民主党のマニフェストについては、全中を始めJ.Aグループの各団体および全国農政連など農業関連の各団体から、「米国の関心品目である米、麦、豚肉、牛肉などの関税撤廃を求めてくることは必定で、わが国農業に破壊的な影響を与えることになり、所得の増大を望む農家や、自給率向上を望む国民を裏切る公約である」として、断じて認められないとする抗議声明が既に出されている。

日米自由貿易協定の実効性

競争力強化を図るためにどのような政策が必要なのか、それがWTO上問題なく実施できるようにすることについてなど、もう少し具体的に示すことが必要であろう。

このような農業関係における反応に対し民主党は即、「日本の農林漁業・農山村を犠牲にする協定締結はあり得ない」「米などの主要品目の関税をこれ以上下げる考えはない」と釈明して局面を乗り切つたよう装つてているが、そうはいかないと見るのが大方のこところである。

まず、非農部門はいざしらず、わが国の農産物輸入のうち米国からのものについては金額ベースで既に三分の一を占めており、農産物の自由化こそが米国にとつてもつともメリットをもたらす分野であり、それ抜きに協定交渉はあり得ないと考えられ、とくに米国がこのところ規制緩和を執拗に促している牛肉問題がすぐに俎上にあがるのでないかと懸念されているのである。

民主党の外交マニフェストとして、わが国は貿易立国でありそのためには自由貿易を推進すべしという大義名分はそれなりに分かるが、他に先駆けて、なぜいま「日米FTA」がことさらに強調される背景や理由がいま少し説明不足ではないかと思うのである。

いずれにせよ、所得補償制度もさることながら、日本農業の国際

わが国の食料自給率向上問題

民主党が掲げる農業者戸別所得補償制度は、野菜および果樹を除く、すべての農畜産物について、販売価格が生産コストを下回った場合に、その差額分を直接農家に補てんするものであるが、その具体的な制度設計の中身がまだ不透明なところがあることも事実である。

何よりも、その政策の対象となる農家が単に「販売農家」となつており、農産物を出荷するすべての農家と想定されるが、それらをいかに指定して把握するのか不明である。また、日本農業の担い手の性格はまさに多様であるが、それぞれを担い手としてどのように位置づけていくのか、例えば、各種の加算のあり方などについての見通しも不明である。

また、この数年来実施されてきた各種意向調査によると、わが国民の大半は「食料自給率の向上」を望んでいる結果となつており、

民主党マニフェストにも「主要穀物等では完全自給をめざす」となっているが、自由化によって農産物価格が下落してもコスト補てんすることで自給率向上が達成しうるかの検証がなされておらず、自給率向上への道筋がいま少し見えづらいのである。

WTOのコンプライアンスと食料問題

さて、わが国が食料自給率向上を国是としながらも、同時に世界の自由貿易推進の旗振りもしなければならない状況にあることは周知の事実である。いずれにしても、現在のWTOコンプライアンスに照らして、国内の農業に対する生産刺激的な政策が御法度の中での自給率向上の問題は、二律背反的な問題を解くようなものであり、WTO農業交渉のあり方が至難の業といわれる所以である。

そこでは、農産物は工業製品と同様に「商品」であると前提された議論・交渉がなされているわけである。顧みるとGATT体制からWTO体制に移行してきた当時の背景が、主として先進国における農産物過剰問題の解消にあり、そのために生産刺激的な措置を一切禁止することを前提とするコンプライアンスが構築されてきたといつてよい。

しかしながら、それぞれの国や地域が抱える食料問題など、諸事情を等閑視したWTO協定のような貿易自由化の拡大は、二〇〇八年の始めに、投資資金が原油および食料の先物市場に流入して世界的な穀物価格の高騰を許してしまったように、現実問題として、地球規模の飢餓問題に何らの歯止めのないことを改めて認識させられた。

このように今後のWTO協定の交渉のあり方は、こと食料問題に関しては、過剰だけではなく不足の事態をも想定した対応のあり方をも示してほしいのである。

食料の安全保障問題

今年の天候は不順で、農作物の生育は素人目でも分かるような不作に終わっている。このような天候不順が続くとまさしく異常気象の世界に入ったと思わざるをえないのだが、それはまた短絡過ぎであると非難されるかもしれない。しかし異常気象は化石燃料使用による温室効果ガスの大量発生が地球温暖化を招來した結果ともいわれており、食料輸出国といえども天候不順による不作は、今後とも免れない。

また昨今、主要な食料輸出国において、トウモロコシや大豆などをバイオ燃料の原料として転用するなど、バイオ燃料需要が増大してきているが、環境負荷を小さくするという目的の外に、エネルギー価格の高騰に対する代替エネルギーの確保あるいはエネルギー自給率向上を目指すものとして、既に国家的取り組みがなされないとみられるのである。

このように地球規模での天候変動、エネルギー、および食料問題は相互に関連しているのであり、これらを合わせて問題解決の糸口を見いだしていくための議論と国際的な取り組みが必要になつていると認識しなければならないといえよう。

さらに敷衍してみると、果たしてWTO協定交渉の前提条件あるいは枠組みが、経済効率至上主義ではなく、食料の安全保障および国や地域ごとに異なる社会のあり方やそれぞれの主権をも尊重しるような、地球規模の交易のあり方という課題についても応えうるものなのかについて、改めて再考すべき時期ではないかと思うのである。

新しい政権が、WTO協定交渉のみならずあらゆる国際会議などにおいて、そのような主張、提案をしていくことを期待するのである。

